平成２９年（フ）第２７４３号
東京都八王子市小比企町533―10―201
債務者　伊藤　久志
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　山崎　良太
4　破産債権の届出期間　平成29年５月15日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告・免責審尋の期日　平成29年７月27日午後２時30分
6　免責意見申述期間　平成29年７月27日まで
東京地方裁判所民事第20部

平成２９年（フ）第４９号
広島市中区橋本町７番12―902号
債務者　中川　哲也
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　芥川　　宏
4　破産債権の届出期間　平成29年５月18日まで
5　財産状況報告集会・一般調査・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年７月12日午後１時30分
6　破産法204条１項２号の規定による簡易配当をすることにつき異議のある破産債権者は、裁判所に対し５記載の一般調査期日の終了時までに異議を述べなければならない。
7　免責意見申述期間　平成29年６月19日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２９年（フ）第１３２４号
大阪市北区浪花町14番１―407号、事業所所在地京都市中京区河原町通三条下る２丁目山崎町234―５、大阪市中央区北浜３―５―29　ＮＥＸ―Ｔ１　２階
債務者　和み庵京都河原町店・和み庵京阪淀屋橋店こと　笹田　幸佑
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木下　威英
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午後２時
5　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第７５号
和歌山市鳴神709番地６
債務者　大浦　公和
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　小泉　真一
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月22日午後１時40分
5　免責意見申述期間　平成29年６月８日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

平成２９年（フ）第１２号
鹿児島県指宿市山川岡児ケ水376番地
債務者　谷山　健一
1　決定年月日時　平成29年４月17日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　木村　亮介
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月19日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月12日まで
鹿児島地方裁判所知覧支部

平成２９年（フ）第２８３号
茨城県土浦市中神立町12番地17　ツインパレス24　Ｂ―305
債務者　野嶋　邦彦
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　藤田　増夫
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月29日午後１時30分
5　免責意見申述期間　平成29年６月15日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２８年（フ）第２４５号
長崎県長崎市伊王島町２―651、旧住所長崎県長崎市東小島町11番41―101号（住民票上の住所）長崎県長崎市愛宕１丁目４番７号サンハイツ愛宕101
債務者　金子　智美（旧姓村上）
1　決定年月日時　平成29年４月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　森永　正之
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成29年６月23日午前10時
5　免責意見申述期間　平成29年６月16日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２９年（フ）第４１号
北海道苫小牧市光洋町１丁目９番６号　光洋荘ＮＯ１．101号
債務者　小玉　　舜（旧姓塩見）
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２９年（フ）第６８号
岩手県遠野市松崎町白岩17地割65番地３
債務者　荻野　弘枝
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第５号
岩手県九戸郡軽米町大字小軽米第19地割72―64、住民票上の住所岩手県九戸郡洋野町大野第15地割６番地３
債務者　一本松亜由美
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
盛岡地方裁判所二戸支部

平成２９年（フ）第３４号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3531番地、前住所群馬県太田市茂木町668番地３　カーサセレッソ101号
債務者　原　　健三
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第３５号
群馬県邑楽郡邑楽町大字中野3531番地、前住所群馬県太田市茂木町668番地３　カーサセレッソ101号
債務者　原　　芳恵
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
前橋地方裁判所太田支部

平成２９年（フ）第６号
香川県観音寺市観音寺町甲2854番地４
債務者　片岡　弘二
1　決定年月日時　平成29年４月18日午後１時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第７号
香川県観音寺市豊浜町姫浜96番地１　パークハイツピーチマウンティン207号
債務者　中村　　亨
1　決定年月日時　平成29年４月18日午前11時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
高松地方裁判所観音寺支部

平成２９年（フ）第１０６号
鹿児島県鹿児島市上之園町26番地の12
債務者　今村　雪絵
1　決定年月日時　平成29年４月14日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年６月13日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係